

令和8年度「次世代たたら奨学金」①研究等支援奨学金 ②研修渡航等支援奨学金 募集要項

島根大学では、内閣府地方大学・地域産業創生交付金事業「先端金属素材グローバル拠点の創出ーNext Generation TATARA Projectー」(以下「たたらプロジェクト」という。)に参画し、世界トップレベルの研究を通じて先端素材のエキスパートとなる人材の育成を目指しています。

「次世代たたら奨学金」は、地域の皆様からの寄附を原資に、たたらプロジェクトに参画する学生の研究力のさらなる伸長や、研究成果を広く発表する機会の確保を目的として、経済的支援を行うものです。ぜひこれらの奨学金を活用して、自立した研究者への第一歩を踏み出してみませんか。みなさんのご応募お待ちしております。

「次世代たたら奨学金」は、①研究等支援奨学金と②研修渡航等支援奨学金の2つの募集枠があります(ただし、①と②の併給はできません)が、令和8年度は「②研修渡航等支援奨学金」への応募を推奨します。

1. 申請条件(資格) ①②とも共通

奨学金に申請できるのは、以下の条件をすべて満たす学生です。

- (1) 令和8年度に島根大学の学部または大学院に正規学生として在籍する学生
- (2) 本学と島根県が共同で実施している次世代たたらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たたらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する学生(注)
(注)「次世代たたらプロジェクトに関連する材料研究に参画し、次世代たたらプロジェクトの教育研究活動等に積極的に協力する者」とは、次のいずれかに該当する者を指します。
 - a) 次世代たたら協創センター(NEXTA)の専任教員または兼任教員の指導のもと、次世代たたらプロジェクトに関連する材料関連テーマの研究活動を行っている者
 - b) その他NEXTAが行う教育研究活動等に積極的に協力(例えばNEXTAフォーラムへの参加)していると認められる者
- (3) 卒業または修了後に島根県内に事業所を置く企業への就職意欲や、地域産業の技術開発能力の高度化に貢献する意欲がある者
- (4) 高い意欲で継続して研究や自己の能力等の向上に取り組むことができる者

2. 各種奨学金について

①研究等支援奨学金

★奨学金の使用用途

研究等支援奨学金の使用用途は以下のいずれかに限定されます。

- (1) 次世代たたらプロジェクトにおいて自立した研究者として行う研究活動に要する費用
- (2) 次世代たたらプロジェクトにおいて行う論文の刊行に要する費用、国内で開催される学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものに要する費用

★募集人数・支給額

- (1) 募集人数：7名以内(ただし予算の執行状況による)
- (2) 支給額：10万円以内

※支給額の範囲内で学会参加費、交通費、宿泊費等の実費を支給します。

★その他注意事項

学部在籍中に一人1回限り、及び大学院在籍中に一人1回限りとする。ただし、申請年度において②の「研修渡航等支援奨学金」、「夢チャレンジ奨学金」、「県内定着奨学金」及び「支援基金による大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金」との併給は不可とする。

②研修渡航等支援奨学金

★奨学金の使用用途

研修渡航等支援奨学金の用途は以下に限定されます。

- (1) 次世代たたらプロジェクトにおいて、海外で開催される国際学会、国際会議等への参加に要する旅費で研究活動の成果を発表するために必要なものに要する費用

★募集人数・支給額

- (1) 募集人数：20名以内（ただし予算の執行状況による）
- (2) 支給額：25万円以内（アジア地域以外）、15万円以内（アジア地域）

※支給額の範囲内で学会参加費、交通費、宿泊費等の実費を支給します。

★その他注意事項

研修渡航等支援奨学金の支給は、学部在籍中に一人1回限り、及び大学院在籍中に一人1回限りとする。ただし、申請年度において①の「研究等支援奨学金」、「夢チャレンジ奨学金」、「グローバルチャレンジ奨学金」及び「支援基金による大学院学生に対する学会発表等に関する奨学金」との併給は不可とする。

3. 申請書受付期間・申請書提出先

- (1) 受付期間：4月10日（金）～5月29日（金）
- (2) 提出先：NEXTA棟1階 事務室

※次世代たたら奨学金申請書（別紙様式第1号）と併せて学会参加費、交通費、宿泊費（概算）等の資金計画（別紙1）も提出下さい。

4. 選考結果の通知

選考結果の通知は6月中旬～7月上旬頃を予定しています。

5. 依頼事項

- (1) 学会参加後に次世代たたら奨学金報告書（別紙様式第3号）と併せて学会参加費、交通費、宿泊費等の実施報告（別紙2）を領収書を添付のうえ提出すること
- (2) 各種広報誌及びパンフレット等に掲載する奨学金の給付に関する記事の原稿作成依頼及び支援基金の広報活動等に協力すること
- (3) 県内企業が実施するインターンシップ、県内企業見学会、NEXTAフォーラム等に積極的に参加すること

6. その他注意事項

- (1) 留学生が応募する場合は、下記問い合わせ先まで事前にご相談ください。
（申請条件（3）を踏まえ、日本語能力等について、確認をさせていただきます。）
- (2) 奨学金の支給決定後であっても、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を取りやめることがあります。また、支給後であった場合には返還いただくことがあります。
 - ・退学又は転学したとき
 - ・懲戒処分を受けたとき
 - ・虚偽の申請等受給者として適当でない事実が明らかになったとき
 - ・支給後に次世代たたら奨学金報告書（別紙様式第3号）を提出しないとき

7. 問い合わせ先

MAIL：tatara(a)office.shimane-u.ac.jp ※(a)を@に置き換えて送信ください。

TEL：0852-32-9757